

平成23年（ワ）第32660号 独占禁止法第24条に基づく差止請求事件
(NTT 東西による FTTH サービス参入妨害差止事件)

原 告 ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンク BB(株)

被 告 東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)

第 1 5 準 備 書 面

平成26年4月17日

東京地方裁判所 民事第8部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 金 子 晃

弁 護 士 梅 津 有 紀

弁 護 士 福 田 恵 太

弁 護 士 島 津 守

弁 護 士 栗 田 祐 太 郎



第 1 本件における争点

本件における主な論点と原告らの主張との対応関係は次のとおりです（原告
第11準備書面2頁に対して加筆した部分に下線を付しています）。

原告の主張の骨子	第 8
1 請求の内容（ベストエフォート型の F T T H サービス）・特定	第 8 p.4-7、別紙 1-3
2 独占禁止法 2 4 条の「侵害の停止又は予防」と作為義務	第 2 p.4-
3 被告らの原告らに対する優越的地位 (N T T 東日本 F T T H サービス私的独占事件最高裁判決 (平成 2 2 年 1 2 月 1 7 日、甲 9 の 3) との関係)	訴状 p.12- 第 2 p.18-
4-1 「電気通信事業法上の接続義務」、「接続における最小単位 (アンバンドル ¹ 義務)」及び「O S U 共用」との関係	第 3 p.3/第 4 p.3-4 /第 5 p.5-7/第 14 p.2-5
4-2 接続拒否事由が被告の抗弁事由であること	第 2 p.6-8
4-3 接続拒否事由 - 「接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的 ² 又は経済的に著しく困難であるとき」 ³	—
4-3-1 莫大な費用負担の有無【主たる争点】 <u>(1) ソースアドレスルーティング機能付収容ルータへの置き換え費用⁴</u> <u>(2) 接続事業者との間のゲートウェイルータ設置費用⁵</u> <u>(3) オペレーションシステム⁶</u>	第 10 p. 2-6 第 11 p. 3-9 第 12 p. 1-6
4-3-2 ユーザ対応サービス品質劣化等の有無	第 2 p.17 第 10 p.7-8
4-3-3 設備改良阻害の有無	第 2 p.13-14/p.17-18 第 10 p.8
4-4 接続拒否事由と独占禁止法 (単独の取引拒絶、優越的地位の濫用) との関係	第 8 p.2 第 14

¹ 細分化 (電気通信事業法 3 3 条 4 項 1 号ロ)

「接続の基本的ルールの在り方について」(平成 8 年 1 2 月 1 9 日付答申、甲 1 3)における「特定事業者 (注 被告ら) は、他事業者 (注 一例として原告ら) が要望する網構成設備及び機能について、技術的に可能な場合にはアンバンドル (細分化) して提供しなければならないこととする」との記述参照。

² 技術的に著しく困難であるとはこれまで一度も被告は主張していない (答弁書 7 頁以降ほか)

³ 電気通信事業法施行規則第 2 3 条第 2 号、電気通信事業法 3 2 条 3 号、甲 6 の 1

⁴ 被告準備書面 (9) 1 8-1 9 頁、乙 3 5

⁵ 同 1 9-2 1 頁、乙 3 3-3 5

⁶ 同 2 1 頁、乙 4 1-4 2

第2 被告らには莫大な費用負担（抗弁事由）がないこと（上記項目4－3－1）

1 ソースアドレスルーティング機能付収容ルータへの置き換え費用

(1) 被告ら提出の「調査嘱託申立書」について

被告ら提出の平成26年1月31日付け「調査嘱託申立書」別紙1・項目1について言えば、仕様書や発注書に記載がなくとも、当然の機能として、現在使用されている収容ルータに具備されている可能性があるため、意味のない質問と言わざるを得ず、削除すべきと考えます。

項目2ないし4については、正確かつ必要な回答を得るために、別紙のとおりに整理すべきと考えます。なお、「NTT東西が提供しているサービスの品質等に影響を及ぼすことなく」との部分については、内容が不明確であること、原告らの接続要求が「電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれ（事業法32条1項）」がない限り、これに応じないことは、電気通信事業法32条が規定する接続義務に反することから、やはり削除すべきと考えます。

なお、上記調査嘱託申立書別紙2（図）は、接続構成全体の概略図であり、調査嘱託先がNTT東西に納入した収容ルータ以外の機器等の余分な要素（「ISP」や「SW」など）が含まれるため、不適切であり、質問対象があくまで当該収容ルータに関するものであることから、本書別紙の図を調査嘱託先に示すべきと考えます。

加えて、被告らにおいて、「平成20年3月31日に次世代の情報通信ネットワークであるNGNを用いながらシェアドアクセス方式にてFTTHサービスを提供する「フレッツ 光ネクスト」（略）を首都圏の一部地域に導入」（被告準備書面（6）4頁）を開始した時点において、シスコの収容ルータ（ASR1000シリーズ）を採用したものと考えられることから（甲28）、製造元であるシスコ（の日本法人であるシスコシステムズ合同会社）

を調査嘱託先とすべきであります。

以上の点を踏まえた上記「調査嘱託申立書」に対する原告らの意見（原告らにおいて、調査嘱託を求めるべきであるとする事項）は、別紙のとおりです。

(2) 求釈明

上記(1)のとおり、被告らにおいて、シスコの収容ルータ（AS R 1 0 0 0 シリーズ）を採用した可能性が高く、また、同シリーズはソースアドレスルーティング機能を有していることから（甲 2 5）、OS U 共用に当たり、被告らが収容ルータを置き換える必要がない（電気通信事業法上の接続拒否事由である経済的に著しく困難であるとは認められない）と考えられるところであります。

一方で、被告らがOS U 共用に当たっては収容ルータの置き換えが必要であると主張することから、原告らは、被告らに対して、シスコの収容ルータ（AS R 1 0 0 0 シリーズ、その中でもAS R 1 0 0 6）を含め、被告らがNGNに採用した収容ルータの製品元及び採用製品を特定できる型番等（当該収容ルータが特注品である場合は当該収容ルータのベースとなった収容ルータの型番等）をまず明らかにするよう求めます。

2 接続事業者との間のゲートウェイルータ設置費用

被告らにおいて必要とされるゲートウェイルータの性能に関する主張（原告第 1 2 準備書面 2 頁記載に対応するもの）が未だなされておらず（被告第 1 1 準備書面における記載がなく）、そのため費用の根拠が明確にされておられません。

3 オペレーションシステム

「接続の申込み等に係るオペレーションシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者（注 本件では原告ら）に対する

影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い」、また、「接続事業者から求めがある場合には、当該システム開発の必要性や費用対効果、仕様の合理性等について、十分な説明を行うことが適当」であるものと定められているところ（甲 27 総務省作成「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」5 頁）、本件においてオペレーションシステムその他（上記 2、3）に関する被告らの主張はほとんどなされておらず、必要とされる費用についてもまったく立証できておりません。

4 原告らにおける応分の負担

これまで何度も主張しているとおり、被告らが原告らの接続に応じるのであれば、原告らにおいて応分の負担をする用意が存するものであります。

以 上

(別紙)

貴社がこれまでに「NGNサービスエッジノード装置類仕様書」に基づきNTT東西に納入した収容ルータ（以下、単に「収容ルータ」という）と「ソースアドレスルーティング機能⁷」（本件機能）について伺います。

質問1 「本件機能」を用いれば、複数の通信事業者のユーザーの上り通信をそれぞれの通信事業者網に振り分けることができますか。

なお、通信事業者がユーザーに割り当てるIPアドレス（上り通信においてはソースアドレスとなる）は、通信事業者ごとに一定のルールで区別可能であることを前提とします。

（例）事業者AのユーザーはABCD::で始まるIPアドレスが付与され、事業者BのユーザーにはEFGH::で始まるIPアドレスが付与される（別紙図参照）。

質問2 納入時に収容ルータにインストールされているソフトウェアには本件機能が実装されていますか。次の①～③からお選び下さい。

なお、過去における納入時期等により状態が異なる場合は、場合を分けてご回答ください（質問3乃至4についても同様）。

- ① 本件機能は実装されており、動作する。
- ② 本件機能は実装されているが、動作しない。 ➤ 質問3へ
- ③ 本件機能は実装されていない。 ➤ 質問4へ

質問3（質問2で②と回答された場合）

⁷ 「ソースアドレスルーティング機能」とは、ポリシーベースルーティング機能の一部で、IPヘッダの送信元IPアドレスに基づきパケットを転送する機能を指す。機能の名称は問わない。

- 1 納入時に本件機能が動作しない理由はなぜですか。
- 2 本件機能を動作させるためには、最低限どのような方法を取ればよいですか。
 - ① 収容ルータのソフトウェアの更新等を行えば足りる。
 - ② 収容ルータをハードウェアごと置き換えなくてはならない。
 - ③ 収容ルータの台数を増やさなければならない。
 - ④ その他（ ）
- 3 2のとおり考える根拠をお教えてください。

質問4（質問2で③と回答された場合）

- 1 納入時に本件機能が実装されなかった理由はなぜですか。
 - ① NTT東西から不要であると言われたため収容ルータのソフトウェアに実装しなかった。
 - ② その他（ ）
- 2 本件機能を収容ルータのソフトウェアに実装し動作させるためには、最低限どのような方法を取ればよいですか。
 - ① 収容ルータのソフトウェアの更新等を行えば足りる。
 - ② 収容ルータをハードウェアごと置き換えなくてはならない。
 - ③ その他
- 3 2のとおり考える根拠をお教えてください。

